

立山町立立山図書館 SNS 運用方針

1. 意義

スマートフォンの普及や技術革新に伴うコンテンツ産業の発展などにより、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）が世界中の人々に広く利用され、SNSは、日常的な情報入手やコミュニケーションの手法となっている。

立山町立立山図書館（以下「立山図書館」という。）の管理運営に際しても、簡便かつ効果的な情報発信ツールとしてSNSを積極的に活用することが求められる。

他方、SNSの有している即時性や双方向性、匿名性などの特徴から、誤った内容や不適切な表現による掲載、秘匿すべき情報の流出、悪意を持った人物による荒らし行為、アカウントの乗っ取りやなりすましなど、様々なトラブルにつながりかねない側面も有している。

このため、立山図書館におけるSNSの利活用については、本方針に基づいて実施し、適切な管理運営を確保するとともに、トラブル時の対応を明確化する。

2. SNSの目的

【基本コンセプト】

(1) 目的

SNSにより立山図書館が所蔵する資料や企画する特集の紹介、開催するイベントの案内、臨時休館等の各種情報の発信を行い、広報たてやま、図書館ホームページ、図書館だよりなどと連携しながら立山図書館の対外プロモーションを行うことで、主に若年層を中心とした来館及び新規登録等の利用促進、資料の貸出の増加を促進する。

(2) 成果

即時性、拡散性のあるSNSによる情報発信を行うことで、潜在的な利用者の掘り起こし、広報などの従来の情報発信方法では届けにくい若年層への情報提供、立山地域に留まらない全国への情報発信などが期待できる。

3. 開設するSNS

インスタグラム（Instagram）

4. アカウント

立山町立立山図書館（tateyamalibrary）

5. 管理運営体制

(1) 総括責任者：教育課長

全体を総括し、本方針に基づくSNSの適正な運営を確保する。

(2) 管理運営責任者：図書館長

運営担当者を指揮監督し、本方針に基づくSNSの適正な運営を確保する。

(3) 運営担当者：図書館職員

文章や写真、動画などの投稿、他のSNSユーザーや閲覧者（以下「閲覧者等」という。）による投稿及び返信（以下「閲覧者等による書き込み」という。）のうち、方針に違反したものの削除など、SNSの更新管理を行う。

6. 情報発信する内容

- (1) イベント開催情報、特集の紹介、新着図書情報
- (2) その他管理運営責任者が適当と認めるもの

7. 情報発信時間

情報発信を行う時間は、原則として、立山図書館の開館時間である午前9時30分から午後7時までとする（年末年始を除く。）。ただし、必要に応じてそれ以外の日時において発信できることとする。

8. 情報発信に際してのルール

(1) 基本的な考え方

公式として見られているとの自覚と責任を持ち、社会的な良識やマナーをわきまえた言動を心がけることとする。発信した情報に対して、攻撃的な反応等があった場合は、無用な議論とならないよう冷静に対応し、内容によっては管理運営責任者に報告のうえ適切な対応を行う。

意図せずして自ら情報発信した内容により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりしたおそれのある場合は、直ちに管理運営責任者に報告し、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに正しく理解されるよう努める。

(2) 決裁行為

情報発信は、原則として管理運営責任者の決裁を経て行うものとする。ただし、「6. 情報発信する内容」のうち、(1)については、公的な見解として意見等を表明するもの、他のSNSユーザー等に回答を求めるもの、その他重要なものを除き、管理運営責任者の決裁を省略することができる。

(3) 法令等の順守

関係法令及び職員の服務や個人情報の取扱いに関する諸規程を順守する。

投稿に際しては、原則として個人が特定できる写真や映像、文章などは載せない。ただし、個人の表情や様子などが必要な写真を投稿する場合は、事前に本人、代理人、所属団体、企業などの承諾を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などを侵害しないよう留意する。

(4) 正確性等の確保

意思形成過程にある情報については勝手に発信せず、また、憶測を含むような発

言はしない。

発信する情報は正確を期すとともに、誤解を招かない内容とするよう最大限留意する。

(5) 禁止事項

次に掲げる情報は発信しないこととする。判断に迷う場合は管理運営責任者に相談したうえで対応する。

- ア 人種、思想、信条などの差別又は差別を助長させるもの
- イ 政治や宗教活動に関するもの
- ウ 違法行為又は違法行為をあおるもの
- エ 単なる風評や風評を助長させるもの
- オ 社会問題について特定の主義や主張にあたるもの
- カ その他公序良俗に反する一切のもの

(6) その他

パスワードは、ランダムに組み合わせた8桁以上の英数字とし、1か月を期限に更新するなど、セキュリティを高めることとする。

業務に直接関わりがなくても、立山図書館に関する重要な記述をSNS上で発見した場合は、管理運営責任者に速やかに報告する。SNS上で批判等を発見し、その内容が事実誤認であった場合は、速やかに管理運営責任者に報告し、反論や否定等は行わないものとする。

9. 閲覧者等による書き込みの可否

閲覧者等による書き込みは、双方向のコミュニケーションを図る目的から「可能とする」ことを原則とする。

ただし、本方針に違反した閲覧者等による書き込みが相次ぐ場合は、閲覧者等による書き込みを中止し、プロフィール欄に情報発信のみであることを明記する。

10. 閲覧者等による書き込みの削除

閲覧者等による書き込みが「8. 情報発信に際してのルール」又は次に掲げる事項に照らして適切ではないと判断される場合は、予告なく当該書き込みの削除又はアカウントのブロックなどの必要な対応を行う。

- (1) 特定の個人や団体などを誹謗中傷するもの
- (2) 広告や宣伝、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (3) 公式アカウントから情報発信した内容と関わりがないもの
- (4) 他のSNSユーザー、第三者などになりすまして行われたもの
- (5) 有害なプログラム、害をなす恐れのあるリンクがはられたもの
- (6) その他閲覧者等による書き込みで掲載し続けることが不適切と判断されるもの

11. トラブル時の対応

「10. 閲覧者等による書き込みの削除」などの対応を行ったにも関わらず、適正なSNSの管理運営を継続できないと判断される事由を覚知した場合は、その事由が解消するまで当該SNSの運用を中断又は中止することとする。

SNSを運営する事業者の責めに帰すところにより、当該SNSからの個人情報の漏えい等のセキュリティ事故又はそれに類する事態が発生した場合も同様とする。

12. 免責事項

- (1) 掲載情報の正確性には細心の注意を払うが、それを保証する義務を負わないものとする。
- (2) 閲覧者等がSNSに掲載された情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負わないものとする。
- (3) 閲覧者等による書き込みについて、一切責任を負わないものとする。
- (4) 閲覧者等による書き込みにかかる著作権などは、当該書き込みを行った本人に帰属するが、当該書き込みが行われたことをもって、当該ユーザーは立山図書館に対し、書き込み内容を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとする。
- (5) 予告なしに掲載情報を変更又は削除し、SNSの運用を中止等する場合がある。

13. 著作権の帰属

掲載情報（写真、イラスト、文章等）に関する著作権は原権利者に帰属する。また、内容について利用者は、私的使用又は引用など著作権法（昭和45年法律第48号）上認められた行為を除き、無断で複製、転載することはできない。

14. 個人情報の取扱い

SNSの管理運営にあたって取り扱うこととなった個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理する。

15. 立山町立立山図書館SNS運用方針の改正

本方針は、必要に応じて改正する。

16. 施行期日

本方針は、令和7年10月6日から施行する。